



Title	「ケアの倫理」と法の接近可能性：フロア討論を踏まえて
Author(s)	牟田, 和恵
Citation	ジェンダーと法. 2015, (12), p. 61-65
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68075
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「ケアの倫理」と法の接近可能性 ——フロア討論を踏まえて

牟田 和恵

シンポジウムでは、四名の報告者から多彩できわめて質の高い報告がなされ、その後、フロアとパネルの間で活発な質疑が行われて会場全体で興味深い議論が進行した。その討論内容をすべて詳細に報告することはできないが、以下に簡単に紹介し、司会者として考えたことを短く記すこととする。

拡張された依存

まず、第一報告で思想史の立場から包括的にケアの倫理について論じた岡野八代氏（「ケアの倫理の社会的可能性」）には、ケアの定義や範疇についての質問が寄せられた。たとえば具体的には、健常な成人が衣食や身の回りの世話を他者に依存している場合——家庭で自分の世話を妻に任せきりの夫が典型的な例だろう——、あるいは自身の世話をすることなども「ケア」に含まれると考えるのか否か、という問いだ。キティが『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』（2010）で論じている、仕事を遂行するうえで秘書に多くを頼っている会社の上役などもその例に加えることができるだろう。

キティは、こうした「依存」を「拡張された依存」と呼び、被保護者に対する行為ではなく、少なくとも原理上自分で遂行しうる場合は、第一義的な依存労働には含めない述べている（95-96頁）が、キティの言うように、ケアの倫理にこれら拡張的な意味での「依存」を含めることは生産的とは言

えないだろう。さらにそれ以上に、岡野氏がここでリプライした通り、妻による夫の世話は、社会を構成していくための不可避のケアワークではないどころか、むしろケアの倫理は、男性が自分の身の回りの世話などを他者に押し付けてきたこと、それを構造的に許容してきた家族や社会のありかたを批判するものとしてあるはずだ。これらの点はケアの定義を考えるうえで重要なことだろう。

また、正義の倫理とケアの倫理の関係も、岡野氏への質疑の一つの論点であった。すなわちケアの倫理は、「公的」領域における自立的な個人を前提とするリベラルな正義論と対立するものなのか、それとも補完的にありうるのか。個人的で具体的な関係性を前提とするケアの倫理は、むしろ領域限定的なのではないかといった点だ。岡野氏はこれについて、リベラルな正義論がむしろ非常に限定的であると主張した。リベラルな正義論は、自律的個人対個人の関係についてはたしかにクリアな視点を提供しているといえるだろうが、そこから隠されているもの、見えなくなっているものがあるのではないか、ケアの倫理はそのことを顕わにしようとするものであるとして、岡野氏はケアの倫理と正義の倫理をつなげていく必要があると論じた。

次いで憲法学の視点からケアの倫理を読み解いた第二報告の遠藤美奈氏（「憲法上の権利とケア」）には、憲法9条の平和主義との関連について質問があり、9条に含まれる非暴力への志向とケアの倫理との関連について興味深いやり取りがされた。第四報告遠藤比呂通氏（「ホームレス状態にあること」）に対しては、ホームレスの人々へのケアと育児介護ケアとの関連について質問があった。両者は、ケアが必要となる背景もどのようなケアが必要であるかも大きく異なる（前者では身体的世話というより、社会的・制度的資源にアクセスできるための援助が必要とされる）けれども、人と人との関係性によってどのようなことが必要なケア行為として現前してくるのかという点において共通であり、人間関係の柔軟性とケアの倫理はつながっているのではないかということが浮き彫りにされた。

労働法とケアの倫理

フロアからの質問や意見がもっとも多数だったのは、第三報告の緒方桂子氏報告「ケアと労働——労働法学の解釈における『ケアの倫理』の可能性」に対してであった。また、どのように適用できるかについての具体的・実践的な関心が寄せられたことも特徴的だった。

そこで論じられたのは、介護や育児のケアのための休業や時短を得て労働者がケア責任を果たすことについて、現行の安全配慮義務と同等に事業主の配慮義務として考えるのではないかと、休業後の原職への復帰や再教育訓練、休業中の間の経済的保障等についても、労働者の権利として、したがって労働契約上の雇用主の義務として含みうるのではないかという法解釈の可能性であった。これについては、法実務上の有用性を示唆するものとして関心が高かったと思われる。ケアの倫理を憲法上・労働法上の権利に読み替えてたたかう裁判が、このシンポを一つのきっかけとして実際に登場することになるのを期待したい。

この点については、もしそれが実現されるならば、ケアを担う労働者のみが「優遇」されることになり他の労働者の反発を買うことになるのではという懸念もフロアから示された。しかし、育児・介護はすでに男女を問わず、また年代を問わず多くの労働者に関わることとなっており、一部の特定の労働者への措置にとどまることはないであろうという緒方氏のリプライはまったく妥当と思われ、労働者のケアする権利の保障は急がれるべき課題だとあらためて考えさせられた。

ジェンダー法学の射程とケアの倫理

筆者は社会学を専門とし法学には疎い者であるが、ジェンダーと法の観点からみるならば、労働法では重要な貢献がなされてきたことは承知している。賃金や採用・昇進における差別、人事配置や配転、育児休業・介護休業等に現れる仕事と家庭の両立問題、そして近年ではセクシュアル・ハラスメント等の問題においても、労働にかかわる法とジェンダー平等の問題は、顕著な

重要領域であり続けており、法学を専門としない筆者のような者も、これまで積み上げられてきたそうした業績に深い敬意を抱いている。

緒方報告に関連した討議がひときわ熱心に行われたのも、そうした積み重ねのあらわれに違いないが、しかし（しつこく繰り返すようだが）法学の領域外の者からすると、誤解を恐れずに言えば、労働法という領域の「限界」を感じずにはいられなかったというのも正直なところだ。

というのは、「労働」には、雇用され労働契約を結んで働く労働と、家事や介護など無償のシャドーワークとされしかもそのために行為者の生の可能性を閉ざすこともある「労働」があるはずだが、労働法が取り扱うのは前者で、シンポジウムで具体的に議論されたのも、あくまで労働法による労働の範疇で、後者にはさほどの具体的な関心は示されなかったように思われる。もし仮に、本シンポジウムで議論されたような労働法の解釈と適用の可能性が広がって有償労働者に対してのみケアの権利の保障が進んでいくなれば、後者の無償の労働は、ますます取り残されていくのではないか。両者の「労働」を串刺しにしてともに含みうる、ケアの倫理と労働との関係が模索されるべきではないだろうか。それは法の素人の考えと一蹴されることだろうが、しかし、ジェンダー視点から法を考えていくというのは、そういうことではないのか。近代法は、一般的抽象的個人を理論上想定するリベラリズムを基盤としている。ケアの倫理に着目するということは、まさにそこに果敢に踏み込んで挑戦していくことであってほしい。

ケアの倫理の陥穽を避けるために

ケアの倫理に関する議論は、本シンポジウムに限らず、ここ数年のアカデミズムのなかで一定の注目を浴びている。そのこと自体は、ケアに着目し研究を進めキティ前掲書を訳した者として大いに喜ばしいことなのであるが、その注目のなかでケアの倫理のフェミニズム的含意が無化されている面もあるのではと懸念を抱くこともある。というのは、そこに、フェミニストたちはこれまで男女の性別役割分業に疑義を呈し女性のみ育児や介護が押し付

けられることを批判してきたが、やっと「改心」して「家庭に回帰」する気になったのは喜ばしい、といわんばかりの曲解に出会うことがままあるのだ。

いうまでもないが、これまでのフェミニズムの立場とケアの倫理とは、何の矛盾もない。実際、ギリガンやキティはじめ欧米でケアの倫理を提起してきたのはフェミニストだ。ケア・フェミニストたちは、ケア労働が女性に不均等に課されてきていたことを批判するにとどまらず、ケアの不可避性・必然性の認識を踏まえて、男女問わず誰もが不利益をこうむることなくケアを担える社会を構想しようとしているのだ。フェミニズムの視点なきケアの倫理は存立不可能と言ってもいい。

しかしそうした曲解を一笑に付して済ませるわけにもいかない。ギリガンが1982年にケアの倫理についての議論の嚆矢となる*In a Different Voice*を著したとき、当時のフェミニストたちは、他者への配慮に富むべきという女性役割を強化しようとするものとして批判したが、その批判は浅薄なものだったわけではなく、今日にも通ずるところだ。より深い社会構造や制度への批判的なまなざしが確固として無ければ、ケアの倫理への着目は、「女性性」の称揚や現状放置、再生産に滑り落ちてしまいかねない。この点についてはいくらか自覚的であってもありすぎることはないはずだ。

(むた かずえ 大阪大学大学院人間科学研究科教授 社会学・ジェンダー論)